

静止地球環境観測衛星（ひまわり8号及び9号）の運用等事業の
特定事業の選定について

静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する実施方針について、平成21年9月4日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により公表したところですが、今般、同法第6条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により客観的評価の結果を公表します。

なお、特定事業の選定結果は、次の気象庁ホームページに公表します。

ホームページアドレス：

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/pfi/satope/index.html>

本件に関する問い合わせ先

観測部気象衛星課

代表 03-3212-8341（内線 4850, 4851）